

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社阿部縫製
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 阿部 彬
- (3) 所 在 地：愛媛県今治市横田町 1 丁目 4 番 17 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 4 年 6 月 16 日認定「認2211000593」

同年 12 月 14 日認定「認2211003144」

令和 5 年 5 月 15 日認定「認2211006793」「認2211006794」

3 処分等内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 8 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び必須業務に技能実習計画全体の 2 分の 1 以上の時間従事させていないことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（技能実習法第 9 条第 2 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：宇明浩合同会社
- (2) 代表者職氏名：代表社員 王 南南
- (3) 所 在 地：岐阜県岐阜市島田西町 1 番地 6

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 6 年 9 月 4 日認定「認2406021373」

令和 7 年 7 月 30 日認定「認2506018764」「認2506018859」

同年 8 月 29 日認定「認2506021466」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 8 年 8 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

宇明浩合同会社の役員の中に、刑法（明治 40 年法律第 45 号）に違反したことにより、拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑が確定した者があることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 12 号（技能実習法第 10 条第 1 号））に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：鹿島インダストリ有限会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 山内 人美
- (3) 所 在 地：愛媛県松山市北条辻 973 番地 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和 4 年12月28日認定「認2211003918」「認2211003919」「認2211003920」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 8 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び必須業務に技能実習計画全体の 2 分の 1 以上の時間従事させていないことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（技能実習法第 9 条第 2 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：鹿島電産株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 山内 眞一
- (3) 所 在 地：愛媛県松山市北条辻 973 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和 4 年12月14日認定「認2211001247」「認2211001248」「認2211001249」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 8 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び必須業務に技能実習計画全体の 2 分の 1 以上の時間従事させていないことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（技能実習法第 9 条第 2 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：小寺 道
- (2) 代表者氏名：小寺 道
- (3) 所在地：岐阜県安八郡輪之内町藻池新田 5198 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

令和 5 年 1 月 10 日認定「認2206034099」「認2206034100」

同月 27 日認定「認2206040264」「認2206040265」「認2206040266」
「認2206040267」

同月 31 日認定「認2206033262」「認2206033263」「認2206033264」
「認2206033265」「認2206033266」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 8 年 8 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：小松興業有限会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小松 泰博
- (3) 所 在 地：熊本県上益城郡益城町大字砥川 1887－ 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8 件）

令和 4 年10月25日認定 「認2213003648」「認2213003649」「認2213003650」
令和 5 年10月26日認定 「認2313007633」「認2313007634」「認2313007635」
令和 6 年 5 月15日認定 「認2413001117」
令和 7 年 6 月10日認定 「認2513001112」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 8 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：村井 哲也
- (2) 代表者氏名：村井 哲也
- (3) 所在地：滋賀県東近江市種町 660 番地 7

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5 件）

令和 4 年 12 月 7 日認定「認2208021593」

令和 5 年 11 月 9 日認定「認2308027643」

同月 10 日認定「認2308028091」「認2308028092」

同月 13 日認定「認2308028093」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 8 年 8 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：明文堂工業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 村岡 英法
 - (3) 所 在 地：大阪府東大阪市菱江 3 丁目 14 番 30 号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和 5 年 9 月 28 日認定「認2308022022」「認2308022023」「認2308022024」
「認2308022025」「認2308022026」「認2308022027」
- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 8 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。